

中・北空知、旭川の多重債務者

過払い金返還訴訟

木村司法書士
代理人に

消費者金融、信販会社に

（雨竜）中・北空知管内と旭川市内に在住する多重債務者11人が17日、大手消費者金融や信販会社など8社は、利息制限法（15～20%）を超える利息分の返還を求める過払い金返還訴訟（計21件）による損害賠償請求訴

を滻川・深川・旭川各簡裁と札幌地裁滻川支部。

取りまとめ、代理人を務める雨竜町の木村司法書士事務所の木村幸一司

2%を対象にしている)
出資法の2つ基準があり、民事上無効でありながら刑事罰にならないグレーデー金利で債務者に言わせたる利率を課している」と状況を説明。

債務整理の相談を受け、誠の高まりから、これまで沖縄県や静岡県などを試みてきた。交渉の進展が見られない事件の解決を図り、多重債務の問題を提起するうえで「訴訟を決めた」と話している。

木村幸一司は、「利率についても相当数の10か月間でも、高金利は正に向けた意

識の高まりから、これまで沖縄県や静岡県などを試みてきた。交渉の進展が見られない事件の解決を図り、多重債務の問題を提起するうえで「訴訟を決めた」と話している。

【木原芳寿】

（平成18年1月21日）